

災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関東・甲信越地区における各国立大学法人の医学部附属病院及び歯学部附属病院並びに研究所附属病院（以下、「大学病院」という。）の病院長の協議により、地震・台風等による災害が発生し、被災大学病院独自では十分に患者の身体・生命の安全等の応急措置に対応できない場合、不慮の事故等の場合に、他の協定間大学病院から被災大学病院に対する支援及び大学病院が被災地において医療支援活動を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助措置
- (2) 必要に応じ、医師、看護師、コメディカル要員、その他の人員の派遣措置
- (3) 重症患者の移送、代替診療
- (4) 復旧のための技術者等の派遣
- (5) 被災地における大学病院の支援活動に対する後方支援
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(支援要請の手続き)

第3条 支援を受けようとする大学病院は、第5条に定める幹事大学病院等に対し、次の事項を明らかにして、取りあえず電話、FAX等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条に掲げるものの品名、数量、職種別人員
- (3) 支援の場所及び支援場所への経路
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(支援に要する経費の負担)

第4条 支援に要する経費は、原則として支援する大学病院の負担とする。

(幹事大学病院等)

第5条 災害が発生した場合における相互支援情報等の円滑な連絡調整を図るために拠点校として、幹事大学病院及び副幹事大学病院を置くものとする。

(相互連絡窓口)

第6条 各協定大学病院は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡会議の開催)

第7条 協定大学病院は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で必要が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

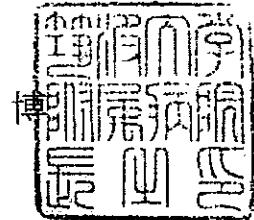
2. この協定の実施に関し必要な事項は、第6条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、各協定大学病院は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

筑波大学附属病院長

山 田 信



群馬大学医学部附属病院長

石 川

治

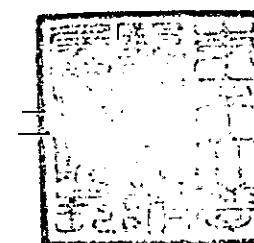
千葉大学医学部附属病院長

河 野 陽

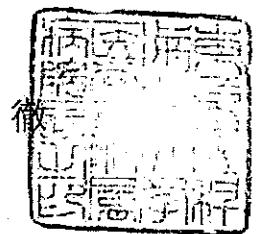


東京大学医学部附属病院長
(医科学研究所附属病院を含む)

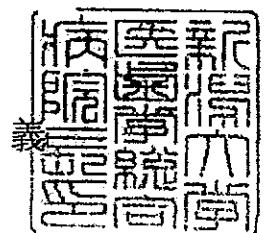
武 谷 雄



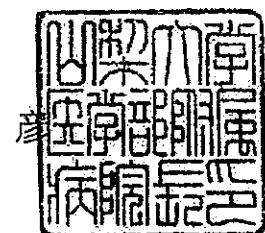
東京医科歯科大学医学部附属病院長 坂 本
(歯学部附属病院を含む)



新潟大学医歯学総合病院長 畠 山 勝



山梨大学医学部附属病院長 星 和



信州大学医学部附属病院長 小 池 健

